

入札金額の内訳書の提出について

西海市入札制度説明会
平成 27 年 3 月 4 日
総務部総務課

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念

→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】

②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】

③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- 談合の防止
- 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

➢ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】

⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】

⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^{（※）}するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

➢ 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

➢ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

➢ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法（※）改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）

入札金額の内訳書の提出について

これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。

(＝総額での入札が原則。)

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせずに**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。

※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1249/1721

※ 大規模な工事等、一部の工事にのみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・財務省



改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを、法律上求める。

○入札金額の内訳書のイメージ

(地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例)

工 事 費 内 訳 書	
工事名	道路改築工事
工事場所	〇〇市〇〇町

工 種 等	見 積 金 額 (円)
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

西海市における工事費内訳書の取り扱いについて

1. いつから

- ・平成 27 年 4 月 1 日以降に入札の執行通知がされる案件から

2. 対象となる案件は

- ・設計価格が 130 万円を超える建設工事の入札

3. 提出方法は

- ・全ての入札参加者
- ・1 回目の入札書に添付 ※ 2 回目以降は不要
- ・市の指定様式

4. 入札書が無効となる場合とは

- (1) 工事費内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された工事費内訳書が未記載である場合
- (3) 工事名及び提出者名が確認できない場合
- (4) 工事費内訳書の総額が入札金額と一致しない場合
※ 平成 28 年 4 月 1 日から適用
- (5) その他、工事費内訳書の内容に不備が認められる場合

5. 審査のタイミングは

- パターン 1
 - ① 1 回目の入札書及び内訳書提出
 - ② 落札候補者 有り
 - ③ 落札候補者の内訳書を審査
 - ④ 不備がなければ落札者決定
 - ④ 不備があれば次順の落札候補者を審査
- パターン 2
 - ① 1 回目の入札書及び内訳書提出
 - ② 落札候補者 無し
 - ③ 2 回目入札
 - ④ 落札候補者 有り
 - ⑤ 1 回目の入札書に添付している内訳書を審査
 - ⑥ 不備がなければ落札者決定
 - ⑥ 不備があれば次順の落札候補者を審査

6. 記載上の注意

- (1) 内訳書の総額と入札金額は一致させる。
- (2) 工種別及び経費別等の内訳を明らかにさせる。
- (3) 値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等は除く。）は、記載しない。

7. その他

(1) 経過措置

工事費内訳書の総額と入札金額が不一致であっても平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに入札執行通知する案件は、入札書が無効としない。（値引き表示も含む。）口頭又は文書での注意喚起を行います。

(2) 入札会場で辞退をする場合

入札書に辞退と記載し工事費内訳書の提出は、不要です。

西海市工事費内訳書取扱要領（案）

（目的）

第1条 この告示は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により、西海市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。）の入札に係る申込みの際に提出される入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事）

第2条 対象工事は、設計価格で130万円を超え入札に付する建設工事とする。

（提出方法）

第3条 入札者は、入札時に工事費内訳書（様式第1号）を1回目の入札書に添付して提出するものとする。

2 提出された工事費内訳書は、引換え、変更、撤回（取消し）、又は返却をしないものとする。

（記載方法）

第4条 工事費内訳書の総額は、入札金額と一致しなければならない。

2 工事費内訳書は、工種別及び経費別等の内訳を明らかにしたものでなければならない。

3 工事費内訳書は、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等は除く。）を記載してはならない。

（入札の無効）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- （1）工事費内訳書が未提出の場合
- （2）提出された工事費内訳書が未記載である場合
- （3）工事名及び提出者名が確認できない場合
- （4）工事費内訳書の総額が入札金額と一致しない場合
- （5）その他、工事費内訳書の内容に不備が認められる場合

（審査）

第6条 工事費内訳書の審査の対象は、落札候補者とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。

2 審査は開札後、落札決定までに行う。

3 くじ引により落札者の決定を行う場合は、くじ引の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、工事費内訳書に不備が見つかった場合には、その者のした入札書は無効となる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

工事費内訳書

西海市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

（代理人 ⑩）

工事番号		工事名	
------	--	-----	--

工種等	金額（円）
A 直接工事費計(a+b+c+d+e+f+g+h+i+j)	
a	
b	
c	
d	
e	
f	
g	
h	
i	
j	
B 共通仮設費計	
C 現場管理費	
D 一般管理費等	
E 工事価格（A+B+C+D）	

備 考

- 1 入札金額と工事費内訳書の総額は同額であること。
- 2 消費税及び地方消費税を含めないこと。
- 3 1 回目の入札書に添付して提出すること。
- 4 欄が不足する場合は、適宜、修正して使用すること。

入 札 書

平成27年4月1日

西海市長 様

自動入力(工事費内訳書から)

住 所 西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
称号又は名称 株式会社 西海市
代表者 氏名 代表取締役 西海 太郎 (印)
(代理人 (印))

下記の工事を請負いたいのので、下記金額をもって入札します。

記

自動入力(工事費内訳書から)

¥7, 000, 000

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 工事番号 | 第12345号 |
| 2 | 工事名 | 市道〇〇線道路改良工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市〇〇町〇〇郷 地内 |
| 4 | 工事日数 | 〇〇日間（もしくは「平成〇〇年〇〇月〇〇日限り」） |

入札参加者入力箇所

- 備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
- 3 代理人が行う入札においては、「代表者名」の下段に「代理人名」を加えて使用すること。（この場合、代理人の印のみで可。代表者印は不要。）
- 4 JVによる入札で使用するときは、住所を削り、商号又は名称の欄にJV名、代表者名の欄に代表構成員名及び代表構成員の代表者名を記載すること。

【記載例1】土木工事用
工事費内訳書

平成27年4月1日

西海市長 様

当分の間は、西海市で
入力する箇所住 所
商号又は名称西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地
株式会社 西海市

代表者 氏名

代表取締役 西海 太郎

印

(代理人

印)

工事番号	第12345号	工事名	市道〇〇線道路改良工事
工種等		金 額 (円)	
A 直接工事費計 (a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l)		自動計算	5,500,000
a	道路土工		1,000,000
b	擁壁工		1,000,000
c	排水工		1,000,000
d	舗装工	入札参加者が積算し 入力する箇所	1,000,000
e	防護柵工		1,000,000
f	構造物撤去工		500,000
g			
h			
i			
j			
k			
l			
B 共通仮設費計			400,000
C 現場管理費			500,000
D 一般管理費等			600,000
E 工事価格 (A+B+C+D)		自動計算	7,000,000

備考

- 1 入札金額と内訳書の総額は同額であること。
- 2 消費税及び地方消費税を含めないこと。
- 3 1回目の入札書に添付して提出すること。
- 4 欄が不足する場合は、適宜、修正して使用すること。

工事費内訳書

西海市長 様

当分の間は、西海市で
入力する箇所住 所
商号又は名称西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地
株式会社 西海市

代表者 氏名

代表取締役 西海 太郎

印

(代理人

印)

工事番号		第12345号		工事名		〇〇団地公営住宅新築工事	
工種等				金額(円)			
A 直接工事費計(a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l)				35,000,000			
a	建築工事			自動計算	18,000,000		
b	電気工事				10,000,000		
c	機械設備工事				7,000,000		
d							
e							
f							
g							
h							
i							
j							
k							
l							
B 共通仮設費計				入札参加者が積算し 入力する箇所	7,000,000		
C 現場管理費					18,000,000		
D 一般管理費等					19,000,000		
E 工事価格(A+B+C+D)				自動計算	79,000,000		

備考

- 1 入札金額と内訳書の総額は同額であること。
- 2 消費税及び地方消費税を含めないこと。
- 3 1回目の入札書に添付して提出すること。
- 4 欄が不足する場合は、適宜、修正して使用すること。

直接工事費科目別内訳書

[illegible]

直接工事費科目別内訳書

[illegible]

直接工事費科目別内訳書

[illegible]

工事費内訳書

西海市長 様

住 所 西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷2222番地
 商号又は名称 株式会社 西海市
 代表者 氏名 代表取締役 西海 太郎 (印)
 (代理人 (印))

工事番号	第12345号	工事名	平成〇〇年度〇〇処理区管渠施設〇〇工区工事
工種等		金 額 (円)	
A 直接工事費計 (a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l)		5,500,000	
a	管渠工（開削）φ〇〇mm	2,500,000	
b	マンホール設置工	入札参加者が積算し 入力する箇所	1,000,000
c	汚水枘設置及び取付管工		1,000,000
d	付帯工		1,000,000
e	当分の間は、西海市で 入力する箇所		
f			
g			
h			
i			
j			
k			
l			
B 共通仮設費計		400,000	
C 現場管理費		500,000	
D 一般管理費等		600,000	
E 工事価格 (A+B+C+D)		7,000,000	

備考

- 1 入札金額と内訳書の総額は同額であること。
- 2 消費税及び地方消費税を含めないこと。
- 3 1回目の入札書に添付して提出すること。
- 4 欄が不足する場合は、適宜、修正して使用すること。

工事費内訳書

西海市長 様

住 所
商号又は名称西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地
株式会社 西海市

代表者 氏名

代表取締役 西海 太郎

(印)

(代理人

(印))

工事番号	第12345号	工事名	西海市配水管布施替工事
工種等		金 額 (円)	
A 直接工事費計 (a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l)		自動計算	7,000,000
a	仮設配水管布設工		1,000,000
b	仮設配水管撤去工		1,000,000
c	配水管布設工		1,000,000
d	仮設給水管布設工	入札参加者が積算し 入力する箇所	1,000,000
e	仮設給水管撤去工		1,000,000
f	給水管切替工	当分の間は、西海市で 入力する箇所	1,000,000
g	消火栓工		1,000,000
h			
i			
j			
k			
l			
B 共通仮設費計			400,000
C 現場管理費			600,000
D 一般管理費等			1,000,000
E 工事価格 (A+B+C+D)		自動計算	9,000,000

備考

- 1 入札金額と内訳書の総額は同額であること。
- 2 消費税及び地方消費税を含めないこと。
- 3 1回目の入札書に添付して提出すること。
- 4 欄が不足する場合は、適宜、修正して使用すること。